

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案  
 に対する意見募集の結果

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>書面での押印(又は署名)の廃止には反対である。                      押印(印章を生じさせる。)又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。(なお、記名のみの場合に、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識をしておくべき事とすら考える。)</p> <p>例外として、電子手続における基準を満たした電子署名を用いての手続きがあるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様に、押印又は署名を伴う形とされたい。</p>	<p>押印を廃止することにより記名のみとなる様式(直接請求関係の署名収集証明書、認可地縁団体関係様式)については、御指摘のようななりすましの回避が他の手段により可能な手続であるため、押印を廃止する方針としております。</p>	<p>無</p>